

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	5
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（5件）（治山林道課）	6
○公共測量の終了の通知（6件）（用地対策課）	8
公 告	
○都市計画事業の施行（都市計画課）	8
○都市計画事業の施行の変更（" "）	8
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	9
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	10
落札公告	
○落札者等の公告（都市計画課）	11

-----  
規 則  
-----

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第16号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則（平成7年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号

住所

ふりがな  
氏名

生年月日

年 月 日

性別

個人番号

電話番号

クリーニング師試験受験願書

年 月 日に行われるクリーニング師試験を受験したいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により関係書類を添えて提出します。

添付書類

- 履歴書
- 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者であることを証明する書類（氏名に変更があるときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があることを証明することができる書類）を含みます。）

別記第12号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

**第12号様式**（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 本籍（都道府県名）

郵便番号

住所

ふりがな  
氏名

生年月日

年 月 日

性別

個人番号

電話番号

クリーニング師免許申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 クリーニング師の免許証への旧姓併記の希望の有無

有（旧姓： ） ・ 無

2 クリーニング師の免許証への通称名併記の希望の有無

有（通称名： ） ・ 無

注 次に掲げる書類を添えてください。

- （1） 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の受験願書の提出時から氏名又は本籍に変更があった場合は、戸籍の謄本又は抄本）。ただし、外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の受験願書の提出時から氏名に変更があった場合は、そのことを証明することができる書類）。
- （2） 業務を行おうとする場所（施設の所在地及び名称）を記載した書類
- （3） クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類

## 第13号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号  
住所  
ふりがな  
氏名  
生年月日 年 月 日  
性別  
個人番号  
電話番号

## クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師の免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

免許証登録番号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失
申請理由の発生日	年 月 日
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無

- 注 1 クリーニング師の免許証を破り、又は汚したときは、その免許証を添えてください。  
2 クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類を添えてください。  
3 クリーニング師の免許証を破り、汚し、又は失った日から1月以内に申請してください。  
4 クリーニング師の免許証の再交付を申請した後に失ったクリーニング師の免許証を発見したときは、その発見したクリーニング師の免許証を5日以内に返納してください。

## 第14号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号  
住所  
ふりがな  
氏名  
生年月日 年 月 日  
性別  
個人番号  
電話番号

## クリーニング師免許証訂正申請書

クリーニング師の本籍又は氏名を変更しましたので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により次のとおり関係書類を添えてクリーニング師の免許証の訂正を申請します。

免許証登録番号	第 号	
免許証登録年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
本籍（都道府県名）		
ふりがな 氏名		
変更年月日	年 月 日	
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無	
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無	

- 注 1 クリーニング師の免許証及び戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があったことを証明することができる書類）を添えてください。  
2 クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類を添えてください。  
3 変更があった日から10日以内に申請してください。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第17号**

**高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和51年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

式次第板	共	1台	240円	
------	---	----	------	--

を削り、同表音響設備の項中

ダイナミックマイクロフォン	共	1本	470円	
エレベーターマイクロフォン	大	1本	1,680円	
エレベーターマイクロフォン	小	1本	1,680円	

を

ダイナミックマイクロフォン	共	1本	470円	
---------------	---	----	------	--

に改め、

デジタルハイビジョンレコーダー	共	1台	550円	DVD及びCD対応
-----------------	---	----	------	-----------

及び

MDプレーヤー	共	1台	550円	
DVDプレーヤー	共	1台	550円	
イコライザー	共	1台	550円	25Hz～20kHz、1/3オクターブ

を削り、同表中

カラーフェーダー	共	1台	620円	
サブ調光卓	共	1台	2,200円	DMX×4系統

を  
「

カラーフェーダー	共	1台	620円	
----------	---	----	------	--

」

に改め、同表映写設備の項中

「

35ミリ映写機	小	1台	5,900円	2kWクセノン
---------	---	----	--------	---------

」

を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第158号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- (2) 届出者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス葛島店  
高知市葛島四丁目122番ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年10月26日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,299平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
33台
  - イ 駐輪場の収容台数  
10台
  - ウ 荷さばき施設の面積

<p>84平方メートル</p> <p>エ 廃棄物等の保管施設の容量 14.5立方メートル</p> <p>(9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所</p> <p>エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>2 届出年月日 令和8年2月25日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 高知市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p><b>高知県告示第159号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和8年3月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡いの町清水上分字ニシタキ2884、2885の1から2885の4まで、2886の1から2886の8まで、2887から2889まで、2890の1、2890の2、2891の1、2891の2、2892の1、2892の2、2893の1、2893の2、2894、2895、2896の1、2896の2、2897の1から2897の4まで、2898から2900まで、2901の1、2901の2、2902、字ヌタ荒3039の1、3039の2、字下保口山3048の1、3048の2(国有林)、字界尾山3041、字専十郎山3045、字大保口山3049、字瀧ノ上エ3042の1から3042の15まで、3044の1から3044の4まで、3044の6から3044の10まで、3044の20、3044の21、3047の3から3047の19まで、3047の21から3047の24まで、3047の26から3047の31まで、字瀧ノ上エ3047の1、3047</p>	<p>の2、3047の20、3047の25、字瀧ノ上山2920の1から2920の4まで、字竹ノ樋山3043、字中川奈路山3046の1、3046の2、字東ダキ2903の1、2903の2、2904の1、2904の2、2905の1、2905の2、2906の1から2906の4まで、2907、2914、2917の1、2917の2、2918、2921の1、2921の2、2922の1、2922の2</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>高知県告示第160号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和8年3月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町北川字アカツチ406、408の3から408の7まで、409の2、411の3から411の5まで、413の3から413の7まで、414の1、414の2、414の4から414の7まで、416の3、416の4、417の1から417の3まで、字ウワヤスバ502の2、502の8から502の11まで、504の1から504の13まで、506の2から506の14まで、字オソバダニ551の1、551の2、551の4、552の2、552の3、556の2、557の3、558の1、字カマノウチ575の1、577、583の2、583の3、584の2、584の3、586の1、586の3、字ガヤノヒラ272の1、272の2、273の1、273の2、274の1から274の9まで、275の1から275の41まで、字クロタキ562の1から562の6まで、565の2、569の1、569の2、573の2、字サセブゴヤ507の1から507の16まで、508の1から508の8まで、510の1、510の3、字タカクイ523の1から523の3まで、524の1、524の3、524の4、525の5から525の8まで、525の10、525の12から525の15まで、527の3、字タキクビ574の1、574の2、574の5から574の8ま</p>	<p>で、574の10、574の16、574の18、字ハゲササ376の1、376の3、377の1、382の2、384の2、字ハゴノタニ391の2から391の5まで、字ミヅノクチ258の1、258の2、260、261の1から261の3まで、263の1から263の3まで、268の2、269から271まで、字ミヅノトヲ588の1から588の4まで</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>高知県告示第161号</b> 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 令和8年3月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町泉字ゴヨウガタキ1011、1013の1、1013の2、1014の1、1014の3、1015の1、1015の2、1016、1018の1、1018の2、1019、1020の1から1020の6まで、1021の1、1021の2、字トリガタ915の1から915の10まで、1024の1、1024の5、1024の6、1024の8、1024の11から1024の13まで、1024の15から1024の18まで、1025の1、1025の2、1025の5、大植字キジヤ3509の1から3509の3まで、3516の1から3516の4まで、字シデ原3427、3429から3435まで、3438の1から3438の3まで、3440の1、3440の2、3441の1、3441の2、3442の1、3442の2、3444、3448から3450まで、3451の1、3451の2、3454、3457、3459、字タカシルギ5264の1、5265、字マルカヤ3675、3676、3677の1、3677の2、字ミヅナシ3492から3494まで、3496、字角ドケ森3771から3774まで、3776、3778、3783、3790から3792まで、3794、3796の1、3796の2、3797の1から3797の3まで、3798の1から3798の5まで、3799の1から3799の5まで、3802の1、字黒滝4734、字鳥形5262、字馬責メ場3519の1、3519の2、3520、3544、3545、長者字イシノコ</p>
---	--	--

エ甲1994の1、甲1994の2、甲1995から甲1997まで、字オオバシリ甲2103、甲2110から甲2112まで、甲2114から甲2116まで、字カミウラ甲2117、甲2119、甲2121、字ガヤガサコ甲2123、甲2127、甲2130、甲2133、甲2134、甲2136、甲2137、字カヤガナロ甲2182の1から甲2182の9まで、甲2183の1から甲2183の4まで、甲2185から甲2187まで、甲2188の1、甲2188の2、甲2189の1から甲2189の5まで、甲2190から甲2198まで、甲2199の1から甲2199の5まで、甲2200の1、甲2200の2、甲2201から甲2210まで、甲2211の1から甲2211の4まで、甲2212の1から甲2212の3まで、甲2213、甲2214、甲2215の1から甲2215の5まで、甲2216の1から甲2216の3まで、甲2217から甲2226まで、甲2227の1、甲2227の2、甲2228の1から甲2228の3まで、甲2229の1から甲2229の3まで、甲2230、甲2231の1から甲2231の4まで、甲2232から甲2238まで、甲2239の1から甲2239の3まで、甲2240の1、甲2240の2、甲2241の1から甲2241の3まで、甲2242から甲2246まで、字シンバタ甲2078、甲2081から甲2086まで、字ツヅラガハタ甲2308の1から甲2308の4まで、甲2310の1、甲2310の2、甲2311の1、甲2311の2、甲2312の1、甲2312の2、字ツバキウ子甲2512の1から甲2512の6まで、甲2514の1から甲2514の13まで、甲2516の1から甲2516の3まで、甲2516の5から甲2516の33まで、字ナガイノ甲2247、甲2250、甲2251、甲2253、字ナガツエ甲2098、字ナガラ甲2087から甲2094まで、字ハンドウ子甲2492、甲2496から甲2499まで、字ヒゲスタ甲2095、甲2096、字ヘンドイワヤ甲2254、甲2255、甲2257から甲2260まで、甲2262、字ホタバシ甲2421から甲2427まで、甲2431から甲2433まで、字ミヅナシ甲2517の1から甲2517の4まで、字ミヤガウ子甲2471、甲2477、甲2478、字ヨコダニ甲2042、甲2044、甲2045、甲2049、甲2055、甲2056、甲2060、甲2061、甲2070から甲2076まで、甲2077の1、甲2077の2、字ヨスケ畑甲2290の1から甲2290の4まで、甲2292、甲2294、甲2295の1から甲2295の3まで、甲2296の1から甲2296の3まで、甲2297の1から甲2297の3まで、甲2299、甲2301の1から甲2301の3まで、甲2302の1から甲2302の4まで、字ワカヤマ甲2269、甲2271、字エンマガタキ甲170の1、甲170の2、甲181、甲182、甲184、甲2008から甲2011まで、甲2012の1、甲2012の2、字ラスウ子甲2278、甲2281、甲2283、甲2285、甲2286、字ヲバタケハタ甲2416、甲2419、字丸山甲2172、甲2175、甲2176、字水谷甲2504、甲2505、甲2506の1から甲2506の4まで、甲2507、甲2509、甲2510の1から甲2510の3まで、字孫助畑甲1998、甲2000から甲2002まで、甲2004、字大岩屋甲2013、甲2014、甲2017の1、甲2017の2、甲2018、甲2019

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第162号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

吾川郡仁淀川町大野字イシノウヘ1606の1、1606の2、字カミノ1618、字コエト1610の1から1610の3まで、字ナバラ1620、字ヨコミチ1611から1613まで、字ヨジウ子1614の1から1614の4まで、1615の1から1615の6まで、1616の1、1616の2、字ヨリゴヤ1619、字ヲカミノ1617の1、1617の2、字上イシノウ子1607、字上ヘナバラ1621、字西榊山1770、字石ヤスバ1608の1、1608の2、1609の1、1609の2、椿山字イゲタニ1448、字イリノサコ1538から1540まで、字イリノヂ1536、1537、字ウツボグイ1541の1、1541の2、1542から1545まで、1546の1、1546の2、1547から1550まで、字クワノキ1614、字クワノキ平1615の1、1615の2、字コヤノ谷1601の1から1601の3まで、1602、1603、1604の1、1604の2、1605の1、1605の2、字コヤノ谷ウ子1606の1から1606の10まで、1606の14から1606の16まで、1607の1、1607の2、1609、1610、字ドテバシ1594の1、1594の2、字ドヲゴヲ1600の1、1600の2、字トヲフチ1534の1、1534の2、1535の1、1535の2、字ペナ1598の1、1598の3、字ホシバ1533の1から1533の3まで、字ユグチ1456、字ヨコ平1589から1591まで、1592の1、1592の2、1592の8から1592の10まで、1592の12、1592の13、1593、字ヲクナル川1449、1450、字ヲアレ1551の1、1551の2、字ヲクビ敵1552の1、1552の2、字ヲクビ谷1553から1555まで、字ヲラスベ1556、字丸瀧1611から1613まで、字子ノツケ1447、字北ホシバ1557の1、1557の2

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第163号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高岡郡越知町南ノ川字ウチノサコ5273、5274、字カシガタヲ5299から5306まで、字ガツメキ4214、4215、字カバギ山4134から4136まで、4138、4140、4142、4145から4150まで、4152、4153、4156から4158まで、字キリクダシ5169から5174まで、字サナギガウ子4121から4124まで、4133、字シカウ子4838、4839の1、4839の2、4840の1、4840の2、字ソゴヤ5307から5312まで、字トテノ木山1646、1651、1652、4110、4111、4112の1、4112の2、4113、4114、字ナバラ4822の1、4822の2、4823、4824、4825の1から4825の3まで、字ヌタノヲ4884から4895まで、4898から4900まで、4903、4904、4906、4907、4910、4911、4913から4918まで、4920から4925まで、4934から4936まで、字ヌノ山4216、4217の1、4217の2、4218、字ハンザ畑4957から4973まで、4975から4984まで、字ヒジリダキ4352の3から4352の5まで、4353、4355の1から4355の3まで、字ミヨカ黒松4836の1から4836の3まで、4837の1から4837の3まで、字クウ子4188から4202まで、字ヲクトチザコ4646、4653、4654、4659、4662、4663、4665、字一ツ堂4081から4085まで、4090から4106まで、字一ノセ4734から4736まで、4737の1、4737の2、4738の1、4738の2、4739の1、4739の2、4740から4743まで、4749、4751の1、4751の2、4752、4755、4769、字一本松4333、4334、4335の1から4335の5まで、4336から4338まで、4339の1から4339の3まで、字奥宮谷3087から3090まで、5175から5177まで、5180、5183から5185まで、字奥棚サコ4641、字下釣井谷4775、4776、4779、4784から4790ま

で、字家トコ4203から4205まで、4207、4209、字釜ザコ4235、4236の1、4236の2、4237、4238、字岩カラ山2423の1、2423の4、4610から4614まで、4627の1から4627の3まで、4628の1から4628の4まで、4629の1、4629の2、4633から4635まで、4639の1、4639の2、4640、字熊ヲス4234の1、4234の2、字己屋ノ奥4248の1、4248の2、4249、4250の3、字綱張場4710から4714まで、字黒ヌタ4251、4256から4259まで、字黒石4170の1、4170の2、4171から4174まで、4176から4186まで、字笹ノ本4220、字山犬瀧4229、4230の1から4230の5まで、字山内4231、4232の1、4232の2、字耳キレ4210から4213まで、字小森4293、4294、4295の1、4295の2、4296から4302まで、4307、字障子瀧3506から3508まで、3510、3511、3513、3514、5261から5263まで、字神山4239、4240、4241の2、4242の2から4242の4まで、4243の2、4244、4245の1、4245の2、字水谷4841から4853まで、字瀬戸山2550、4855から4857まで、4859、字青ワラビ5159から5168まで、字洗場山5276から5278まで、字大タヲ4223の1から4223の3まで、4224の1から4224の3まで、4225の1から4225の3まで、4228、字大タヲ山4340から4342まで、4344から4346まで、4348から4351まで、字大ツエノサコ5297、5298、字大ミヲ4260、4267から4269まで、4270の1、4270の2、4275、4276、4277の1から4277の3まで、4279、4280、4282の1から4282の4まで、4283、4284の1、4284の2、字瀧ノ首5271、5272、字鍛冶屋堂4233、字中ノ山4721から4727まで、字釣井谷4770の1から4770の3まで、字片平山4938から4956まで、字門ノ本4817から4821まで、字与平畑4791、4794、4796の1、4796の2、4797の1、4797の2、4800、4801、字屏風山4695の1から4695の3まで、4697、4699、4700の1、4700の2、4701の1から4701の3まで、4702、4704の1から4704の3まで、4705の1から4705の3まで、4706の1から4706の3まで、4707の1から4707の3まで、4709、字舩渕ノ上4687、4690、4694

2 保安林として指定された目的  
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供す

る。）  
**高知県告示第164号**

高知県農業振興部農業基盤課長から令和7年6月高知県告示第459号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年2月13日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第165号**

高知県土木部須崎土木事務所長から令和7年8月高知県告示第535号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年2月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第166号**

高知県土木部須崎土木事務所長から令和7年10月高知県告示第640号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月3日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第167号**

高知県土木部中央西土木事務所長から令和7年11月高知県告示第702号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年3月5日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第168号**

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から令和7年11月高知県告示第703号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年2月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第169号**

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和8年1月高知県告示第6号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年2月24日に終わった旨の通知があったので、測量法

（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

-----  
**公 告**  
-----

都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
高知広域都市計画道路事業（3・4・16号はりまや町一宮線）
- 2 施行者の名称  
高知県
- 3 事務所の所在地  
高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所
- 4 事業地の所在  
(1) 収用の部分  
高知市薊野東町及び一宮南町一丁目地内  
(2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
都市計画事業の施行について次のとおり変更するので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
令和6年四国地方整備局告示第15号高知広域都市計画道路事業3・4・32号朝倉駅針木線及び3・3・2号下知伊野線
- 2 施行者の名称  
高知県
- 3 事務所の所在地  
高知市稲荷町11番26号 高知県高知土木事務所
- 4 事業地の所在  
(1) 収用の部分  
令和6年四国地方整備局告示第15号の事業地に朝倉字八幡及び朝倉本町二丁目を加える。  
(2) 使用の部分  
変更なし
- 5 都市計画法第65条第1項に規定する告示の年月日及び番号  
令和8年3月9日  
四国地方整備局告示第9号

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第3号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1高知の項中「9」を「8」に改め、同表高知東の項中「9」を「8」に改め、同表安芸の項中「7」を「6」に改め、同表土佐の項中「9」を「8」に改め、同表佐川の項中「6」を「5」に改め、同表須崎の項中「7」を「6」に改め、同表中村の項中「14」を「13」に改め、同表計の項中「16」を「15」に、「86」を「80」に改める。

別表第2の1 高知警察署の表高知警察署山ノ端交番の項を削り、同表高知警察署上町交番の項を次のように改める。

|           |             |                                                                                                                                                                             |
|-----------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高知警察署上町交番 | 高知市上町三丁目61番 | 高知市のうち<br>上町一丁目 上町二丁目 上町三丁目 上町四丁目 上町五丁目 本丁筋 水通町 通町 旭町一丁目 玉水町 井口町 山手町 中須賀町 伊勢崎町 幸町 入明町 大膳町 西町 宮前町 平和町 新屋敷一丁目 新屋敷二丁目 桜馬場 越前町一丁目 越前町二丁目 山ノ端町 三ノ丸 城北町 小津町 宝町 八反町一丁目 八反町二丁目 北八反町 |
|-----------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2の3 高知東警察署の表高知東警察署所在地の項を次のように改める。

|           |              |                                                         |
|-----------|--------------|---------------------------------------------------------|
| 高知東警察署所在地 | 高知市大津乙807番地1 | 高知市のうち<br>大津甲 大津乙<br>長岡郡本山町<br>土佐郡土佐町のうち<br>田井 大淵 古味 井尻 |
|-----------|--------------|---------------------------------------------------------|

別表第2の3 高知東警察署の表高知東警察署田井駐在所の項

を削る。

別表第2の5 安芸警察署の表安芸警察署赤野駐在所の項を削り、同表安芸警察署芸西駐在所の項を次のように改める。

|            |                 |                                     |
|------------|-----------------|-------------------------------------|
| 安芸警察署芸西駐在所 | 安芸郡芸西村和食甲1299番1 | 安芸市のうち<br>赤野甲 赤野乙 穴内甲 穴内乙<br>安芸郡芸西村 |
|------------|-----------------|-------------------------------------|

別表第2の7 土佐警察署の表土佐警察署所在地の項を次のように改める。

|          |                |                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土佐警察署所在地 | 土佐市高岡町甲1842番地1 | 土佐市のうち<br>高岡町甲 高岡町乙 高岡町丙 高岡町丁 用石 塚地 中島 蓮池 北地 甲原 出間 岩戸 波介<br>吾川郡いの町のうち<br>1番地から7068番地まで 大国町 大和町 新町 藤町 幸町 元町 旭町 柳町 西地 西町 公園町 加茂 東町 菊楽町 谷 羽根 天神一丁目 天神二丁目 天神三丁目 天神四丁目 奥名 是友 音竹 駅前町 駅東町 駅南町 内野 榎 北山 北内 内野南町 羽根町 加茂町 内野北町 内野東町 枝川 波川 鎌田 大内 |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第2の7 土佐警察署の表土佐警察署北原駐在所の項を削り、同表土佐警察署戸波駐在所の項を次のように改める。

|            |              |                                                         |
|------------|--------------|---------------------------------------------------------|
| 土佐警察署戸波駐在所 | 土佐市家俊1070番地2 | 土佐市のうち<br>家俊 積善寺 永野 市野々 鷹ノ巣 太郎丸 福田 谷地 東鴨地 西鴨地 本村 宮ノ内 浅井 |
|------------|--------------|---------------------------------------------------------|

別表第2の8 佐川警察署の表佐川警察署大崎駐在所の項を次のように改める。

|            |                |                                                                                               |
|------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐川警察署大崎駐在所 | 吾川郡仁淀川町大崎201番地 | 吾川郡仁淀川町のうち<br>峯岩戸 岩戸 寺村 大板 加枝 蕨谷 中村 葛原 大崎 川口 本村 田村 長屋 鹿森 桜 橘谷 相能 引地 遅越 二子野 久喜 宗津 藤ノ野 崎ノ山 北川 森 |
|------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

山 名野川 上名野川 下名野川  
二ノ滝 大渡 中 名野川大平 長坂 竹屋敷 峠ノ越 下北川 津江 潰溜 大尾 鷲ノ巢 橋 北

別表第2の8 佐川警察署の表佐川警察署名野川駐在所の項を削る。

別表第2の9 須崎警察署の表須崎警察署所在地の項を次のように改める。

|          |            |     |
|----------|------------|-----|
| 須崎警察署所在地 | 須崎市山手町1番8号 | 須崎市 |
|----------|------------|-----|

別表第2の9 須崎警察署の表須崎警察署浦ノ内駐在所の項を削る。

別表第2の11 中村警察署の表中村警察署所在地の項を次のように改める。

|          |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中村警察署所在地 | 四万十市右山2034番地17 | 四万十市のうち<br>中村小姓町 中村上小姓町 中村東下町 中村山手通 中村大橋通一丁目 中村大橋通二丁目 中村大橋通三丁目 中村大橋通四丁目 中村大橋通五丁目 中村大橋通六丁目 中村大橋通七丁目 中村 中村東町一丁目 中村東町二丁目 中村東町三丁目 中村四万十町 中村天神橋 中村栄町 中村一条通一丁目 中村一条通二丁目 中村一条通三丁目 中村一条通四丁目 中村一条通五丁目 中村羽生小路 中村弥生町 中村愛宕町 中村本町一丁目 中村本町二丁目 中村本町三丁目 中村本町四丁目 中村本町五丁目 中村京町一丁目 中村京町二丁目 中村京町三丁目 中村京町四丁目 中村京町五丁目 中村桜町 中村新町一丁目 中村新町二丁目 中村新町三丁目 中村新町四丁目 中村新町五丁目 中村於東町 右山 不破上町 中村百笑町 右山元町一丁目 右山元町二丁目 右山元町三丁目 右山五月町 右山天神町 駅前町 秋田 麻生 安並 佐岡 古津賀 古 |
|----------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

津賀一丁目 古津賀二丁目 古津賀三丁目 古津賀四丁目 具同 渡川一丁目 渡川二丁目 渡川三丁目 具同田黒一丁目 具同田黒二丁目 具同田黒三丁目 赤松町 入田 不破 角崎 中村丸の内 田野川 敷地 岩田 坂本 中村岩崎町 土佐清水市のうち  
 大浜 中浜 浦尻 旭町 緑ヶ丘 天神町 中央町 元町 幸町 寿町 栄町 本町 市場町 戎町 小江町 浜町 越前町 汐見町 養老 松崎 加久見 横道 厚生町 グリーンハイツ 清水 西町 加久見新町 加久見入沢町 清水ヶ丘 以布利 窪津 大岐

別表第2の11 中村警察署の表中村警察署以布利駐在所の項を削る。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和8年3月24日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

**高知県公安委員会規則第4号**

**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**

高知県警察組織規則(平成6年高知県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号を削り、同項第6号中「広報」を「広報及び広聴」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 音楽隊に関する事。

第5条第1項に次の2号を加える。

(6) 県本部の各所属(運転免許センター及び警察学校を除く。)の庶務に関する事。

(7) 公印の管守に関する事。

第5条第2項及び第3項中「会計監査室」を「会計監査室及び総合事務室」に改める。

第5条の2第1項第5号中「(拳銃に係るものを除く。)」を削る。

第6条第1項第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項及び第3項中「人材育成室」を「構造改革推進室、人材育成室」に改める。

第7条第1項第12号及び第13号を削る。

第11条第1項第2号を次のように改める。

(2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関する事。

第11条第1項第23号を第26号とし、第22号を第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

(24) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)の施行に関する事。

第11条第1項第21号を同項第23号とし、同項第20号を同項第22号とし、同項第19号中「商標権等の工業所有権又は著作権を侵害する事犯その他の無体財産権関係事犯」を「著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯」に改め、同号を同項第21号とし、同項第13号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同項第12号中「こと」を「こと(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「こと」を「こと(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号中「こと」を「こと(人身安全・少年課の所掌に属するものを除く。)」に改め、同号を同項第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)の施行に関する事。

第11条第1項第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 犯罪の予防一般に関する事。

第13条第1項第5号から第8号までを次のように改める。

(5) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)に規定する犯罪の取締りに関する事。

(6) 前3号に掲げるもののほか、人の生命、身体又は名誉に危害を及ぼす事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。

(7) 少年非行の防止に関する事。

(8) 少年指導委員に関する事。

第13条第1項第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関する事。

第13条第1項に次の1号を加える。

(16) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律(明治33年法律第33号)及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律(大正11年法律第20号)の施行に関する事。

第20条第1項第13号中「第16条第3項の表16の項」を「第16条第3項の表17の項」に改める。

第21条第2項及び第3項中「自転車等交通指導取締対策室」を

「自転車等総合対策室」に改める。

第35条第3項中「地域参事官及び」を削る。

第36条第1号中「又は副校長」を「、副校長、警務調査官」に改める。

第38条第1号イ中「会計監査室長」を「会計監査室長、総合事務室長」に改め、同号エ中「人材育成室長」を「構造改革推進室長、人材育成室長」に改め、同条第4号イ中「自転車等交通指導取締対策室長」を「自転車等総合対策室長」に、「通告補佐官」を「通告補佐官、自転車等総合対策室副室長」に改める。

第40条の見出し及び同条第1項中「、地域参事官」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「少年非行の防止」を「少年事件の捜査」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「及び知的犯罪の捜査」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

第42条第1項中「監察補佐官」を「警務調査官及び監察補佐官」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 警務調査官は、上司の命を受け、警察行政の企画、立案、総合調整及び調査に関する事務及び特定の事務を処理する。

第44条第4項中「広報」を「広報及び広聴」に改める。

第45条第1項中「及び会計監査室長」を「、会計監査室長及び総合事務室長」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 総合事務室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、県本部の各所属(運転免許センター及び警察学校を除く。)の庶務に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第46条第1項中「人材育成室長」を「構造改革推進室長、人材育成室長」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「警察行政」を「短期的な警察行政」に、「総括処理する」を「総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 構造改革推進室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、定員並びに中期的又は長期的な警察行政の企画、立案、総合調整及び調査に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第61条第1項中「自転車等交通指導取締対策室長」を「自転車等総合対策室長」に、「通告補佐官」を「通告補佐官、自転車等総合対策室副室長」に改め、同条第4項中「自転車等交通指導取締対策室長」を「自転車等総合対策室長」に、「の交通指導取締りに関する事務」を「に対する交通指導取締り、自転車等の安全利用に係る広報啓発活動に関する事務その他特命事項」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に

次の1項を加える。

8 自転車等総合対策室副室長は、上司の命を受け、担当事務について自転車等総合対策室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

第66条中「、地域参事官」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
盛土等情報管理システム構築委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県土木部都市計画課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年10月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
パシフィックコンサルタンツ株式会社高知事務所 高知市本町二丁目2番29号
- 5 落札金額  
21,868,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和7年9月12日